
企画調整課



1. 博物館を取り巻く諸課題について
2. 博物館に対する支援について
3. 劇場・音楽堂等に対する支援について
4. 新型コロナウイルス感染症対策について
(催物の開催制限、ガイドライン等について)

1. 博物館を取り巻く諸課題について

博物館を取り巻く諸課題について

(1) 博物館に関すること

制度面（登録制度など）／運営面／収蔵や展示／SDGs など博物館に関する社会的課題／アーカイブ整備など情報発信の在り方 等

(2) 博物館に関する人材に関すること

館長／学芸員／その他の人材（多様な人材と求められるスキル）／それぞれに関し、養成・採用・研修・処遇について、魅力ある職種となる観点からの検討 等

(3) 博物館への来館者に関すること

地域住民／子供、高齢者、障害のある方／観光客／海外から来る者への対応 等

(4) 博物館と他セクターとの関わり

自治体、NPO／教育機関／企業、観光関係／その他 等

(5) その他

新型コロナウイルスとの共生時代（ポストコロナ時代）において、博物館における展示の在り方、収益構造の強化方策、教育資源としての博物館の活用等をどのように考えるか 等

文化審議会博物館部会における議論について

- 博物館の振興に関する事項について調査審議を行うため、令和元年11月、文化審議会に「博物館部会」を新たに設置。
- 令和元年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する幅広い課題について検討を開始。
- これまでに計8回の審議を行い、博物館制度に関する論点の整理から、地方博物館への支援、学芸員養成制度の現状と課題、ポストコロナの時代における博物館振興の在り方等について審議を行ってきた。



	日時	議題	内容	
第1期	第1回	11月8日	総論	博物館制度に関する検討の論点
	第2回	12月9日	地方博物館	地方博物館への支援、博物館に関する法律の俯瞰 地方博物館の現状
	第3回	1月17日	学芸員制度①	学芸員養成制度の現状と課題
第2期	第1回	6月26日	コロナ禍における博物館の現状や対策	コロナ禍における博物館の現状や対策について情報共有・報告
	第2回	7月28日	今後の博物館の在り方、博物館振興方策の方向性	ポストコロナの時代における博物館振興の在り方について 次年度予算に向けた議論
	第3回	9月3日	学芸員制度②	学芸員等に対する研修の現状と課題
	第4回	11月5日	学芸員制度③	博物館に求められる現代的課題とその実行体制について
	第5回	1月13日	今後の博物館の在り方、博物館振興方策の方向性	博物館の現代的課題に対応した法制度のあり方について

- 博物館の制度と運営について、法改正の必要性を含めた幅広い議論を行い、**来年年央までには一定の方向性について中間的な結論を得る予定。**

2. 博物館に対する支援について

1 コロナ対策を支援

新型コロナウイルス感染症対策及び「新たな日常」への取組を支援

2 文化観光を推進

博物館の機能強化及び地域の文化観光の一体的な取組を支援

3 地域と連携した取組を支援

地域文化の発信、学校や地域連携等、コミュニティ形成等に貢献

4 学芸員等への支援

博物館の専門人材の養成と質の向上に貢献

5 国際交流の促進

海外博物館との持続的な国際交流の枠組みを構築

6 災害復旧への支援

激甚災害による被災博物館の災害復旧を支援

1 コロナ対策を支援

①文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業

(令和2年度第3次補正予算額(案) 5,000 百万円)

劇場・音楽堂等、博物館が、赤外線カメラや空気清浄機等の感染症予防経費、施設内の清掃等の施設管理、文化施設のチケットレス・キャッシュレス環境整備、空調・抗菌設備等の改修経費等を支援。また、「新たな日常」における文化施設の配信等に必要な機材等の経費を支援。

2 文化観光を推進

①文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

1,945百万円(1,490百万円)

文化観光拠点計画・地域計画の策定・実施の取組を支援

②文化資源の高付加価値化促進事業

1,770百万円

(3次補正予算案800百万円)

博物館等の夜間ツアーやユニークメニュー等を活用した上質な文化観光コンテンツの造成等を支援

3 地域と連携した取組を支援

地域と共働した博物館創造活動支援事業

380百万円

博物館の学校や地域とのコミュニティ形成や(380百万円)新たな創造活動を促進するための地域連携支援事業

4 学芸員等への支援

56百万円

博物館人材養成・質の向上の推進

56百万円(56百万円)

学芸員資格の付与、学芸員等に対する研修や地域・技術の習得等を目的とした海外博物館への派遣等、学芸員の資質向上に関する事業を展開

5 国際交流の促進

博物館等の国際交流の促進

52百万円(33百万円)

学芸員等の共同調査研究やデジタルアーカイブを活用した展示会の開催等の海外博物館と連携した持続的な国際交流モデルの構築、国際会議への派遣、博物館制度等の調査研究の実施

6 災害復旧への支援

250百万円

①公立社会教育施設災害復旧事業

補正予算対応

激甚災害により被災した特定地方公共団体が設置する公立社会教育施設(公民館、図書館、博物館等)の施設整備等復旧費を支援
・東日本大震災、熊本地震、台風19号、7月豪雨等

②被災ミュージアム再興事業

250百万円(248百万円)

東日本大震災で被災した博物館資料の修理への支援

概要

新型コロナウイルス感染症は、令和2年度後半期においても感染者数の増加など、感染対策は必要不可欠な状況となっており、**劇場・音楽堂等、博物館の文化施設における公演や展覧等の実施に際して、感染症防止対策のガイドラインを踏まえた取組への支援**を行う。また、コロナ禍の「**新たな活動**」に向けた**文化施設の配信等に必要な機材等の環境整備の支援**を行う。

支援内容

劇場・音楽堂等、博物館が**感染のおそれのある発熱者確認のための赤外線カメラ**や**会場の換気を行うための空気清浄機等の感染症予防経費**、**施設内の清掃等の施設管理**、**文化施設のチケットレス・キャッシュレス環境整備**、**空調・抗菌設備等の改修経費等**を支援する。
また、「**新たな日常**」における**文化施設の配信等に必要な機材等の経費**を支援する。

（事業内容）

(1) 感染対策事業

- ・ 感染対策消耗品、赤外線カメラ、空気清浄機等の確保、空気汚染モニタリング等のガイドライン対策 など

(2) 環境整備事業

- ・ 施設・設備の抗菌等の定期清掃
- ・ オンラインチケット・キャッシュレス決済の導入



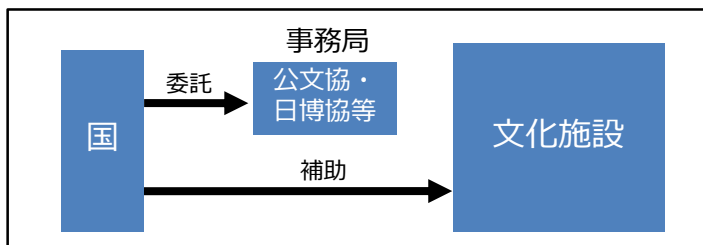
(3) 空調設備等の改修事業

- ・ 空調設備の改修、トイレ等の抗菌改修工事 など

(4) 配信等環境整備事業

- ・ 配信機材等の確保、システム環境、課金システム環境、プラットフォーム環境の整備 など

スキーム



補助

- 補助事業者
文化施設（設置者・管理者）等
- 補助金額
予算の範囲内で補助対象経費の1 / 2

※事務委託費等：103百万円

趣旨

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の策定・実施のための事業について支援を行う。

事業

内容

① 計画の策定のための支援

データの収集・分析、アンケートの実施、協議会等の開催、実証調査等の経費を支援。

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ

② 文化拠点としての機能強化に資する事業に対する支援

※感染症防止対策等の対応が含まれる。

- 文化資源の魅力向上
 - ・文化資源の調査研究
 - ・文化資源のデータベース化
 - ・鑑賞しやすい展示改修
 - ・専門人材確保



- 文化理解を深める措置
 - ・分かりやすい解説紹介
 - ・多言語アプリ、オーディオガイド導入
 - ・VR・AR等の体験型コンテンツ造成
 - ・ガイドツアー事業
 - ・専門人材確保



背景情報も含めて多言語で解説

- 利便性の向上
 - ・館内案内の多言語化
 - ・キャッシュレス、Wi-Fi整備
 - ・バリアフリー整備(スロープ等)
 - ・夜間・早朝イベントコンテンツ造成
 - ・主要駅等から施設へのバス借上



Wi-Fi



トイレの洋式化



キャッシュレス決済

- ショップ・カフェの充実

- 国内外への宣伝
 - ・ウェブ等での発信
 - ・JNTOとの連携事業
 - ・専門人材確保

地域計画において実施する事業のイメージ

③ 地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援

※感染症防止対策等の対応が含まれる。

- 総合的な文化資源の魅力向上
 - ・地域の文化資源の調査研究
 - ・地域内の複数の文化施設や文化資源を連携させた誘客イベント等の企画



- 利便性の向上
 - ・共通乗車船券の販売
 - ・臨時便の運行
 - ・多言語案内、キャッシュレス、Wi-Fi整備



多言語ガイド

- 国内外への宣伝
 - ・ウェブ等での発信
 - ・JNTOとの連携事業
 - ・専門人材確保

- 文化施設と事業者の連携
 - ・文化体験や宿泊のパッケージツアーの企画
 - ・商店街との共同イベント
 - ・特産品の開発

④ 計画の推進のための支援

好事例の収集・分析、専門家の派遣、取組事例の横展開のためのセミナー等を実施。

スキーム

①②③: 補助事業

- 補助対象者: 拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者
- 補助金額: 予算の範囲内で補助対象経費の2/3 [地方負担分は特別交付税措置を要望中]

④: 委託事業

積算

■積算内訳

- ①: 40,000千円
- ②③: 45,000千円 × 40箇所 = 1,800,000千円
- ④: 105,000千円

趣旨

ポストコロナに向け、富裕層など上質な観光サービスを求め、これに相応の対価を支払う旅行者の滞在・消費の促進が急務となっていることを踏まえ、こうした旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。

事業内容

博物館等の文化施設における夜間の特別解説ツアーの実施、社寺等の文化資源をユニークベニューとして活用した音楽祭や芸術祭の実施といった、上質な文化観光コンテンツの造成等を支援し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進するとともに、本事業で得られる成果を横展開することで、民間事業者等による更なる取組の促進を図る。

＜文化施設の高付加価値化＞



夜間等の特別解説ツアー等の実施



城泊の実施

＜文化資源の高付加価値化＞

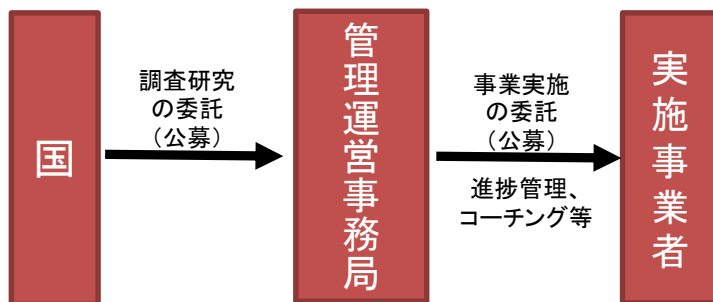


文化資源をユニークベニューとして活用した音楽祭や芸術祭等の実施



特別な体験の提供

スキーム



事業者

文化施設・文化資源の設置者・管理者、観光地域づくり法人(DMO)、自治体、民間事業者等

積算

- ・公募事業 700百万円 35件(1件20百万円)
- ・事務委託費、謝金等 100百万円

概要

訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施する。また、富裕層など上質な観光サービスを求め、これに相応の対価を支払う旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。

事業内容

文化財を中核とした観光拠点を中心として、先進的・費用対効果の高い多言語解説の整備【補助率1/3】



2次元コードにスマートフォンをかざすと、英語など多言語解説文のテキスト表示と音声を読み上げられる。

(栃木：二荒山神社等)



現存しない建造物等を史実に基づいて高精細かつ色鮮やかに、多言語によるナレーションにより、VRコンテンツで再現。

(奈良：春日大社等)

観光庁・文化庁・環境省の連携による解説整備を推進

【観光庁】
魅力的でわかりやすい
解説文作成

専門家を派遣し、
魅力ある多言語解
説文の作成支援

分かりやすい
多言語解説整
備推進委員会

【文化庁】
先進的・高次元な媒体
整備

先進的な媒体を用
いた解説整備への
支援

【対象事業者】
文化財所有者、自治体、民間団体等

上質な文化観光コンテンツの造成等を支援し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進するとともに、本事業で得られる成果を横展開することで、民間事業者等による更なる取組の促進を図る



博物館等の文化施設における
夜間の特別解説ツアーの実施



文化資源をユニークベニューとして活用した
音楽祭や芸術祭等の実施



城泊の実施



特別な体験の提供

【対象事業者】
文化施設・文化資源の設置者・管理者、
観光地域づくり法人(DMO)、自治体、民間事業者等

趣旨

博物館が核となって実施する地域文化の発信や、子供、学生、社会人等あらゆる者が参加できるプログラム、学校教育等との連携によるアウトリーチ活動、新たな機能の創造等を支援。

本事業は、博物館の学校や地域との連携を促進するための「スタートアップ」的な支援事業であり、取組事例は広く文化庁HP等で公開。

事業内容

1. 地域文化の発信の核となる博物館

- ・博物館の情報発信、相互連携
- ・ユニークメニューの促進
- ・地域のグローバル化拠点としての博物館（多言語化による国際発信等）
- ・地域に存する文化財や文化・自然資源を活用した地域共働の創造活動や地域の魅力の発掘・発信

2. あらゆる者が参加できるプログラム及び学校教育や地域の文化施設等との連携によるアウトリーチ活動・人材育成

- ・小・中・高等学校と連携した地域文化の担い手の育成（地域の子供を対象とした取組等）
- ・大学と連携した国内外で活躍する文化人材育成プログラムの開発
- ・社会人ほか多様な対象者のための学習講座の実施
- ・障がい者の芸術活動支援・鑑賞活動支援等の事業

3. 新たな機能を創造する博物館

- ・観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等他分野との連携・融合による活動
- ・文化財や文化・自然資源の新たな保存管理・活用の手法の開発

【取組例】



保育園へのアウトリーチ活動



中学校へのアウトリーチ活動



特養老人ホームのワークショップ



市営団地でのワークショップ



博図公連携モデル（巡回展）



日本美術会議（欧米専門家等）

補助

- 補助事業者
博物館を中心とした実行委員会等

- 補助金額
予算の範囲内において定額

積算

- 積算件数 54件（1件7百万円）

（参考）

地域と共働した創造活動支援事業 H31年度：71件
地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業
H29年度：97件 H28年度：102件 平成27年度：99件

趣旨

学芸員資格の認定に係る試験及び審査、学芸員等を対象とした専門的・実務的な知識・技術に関する研修、知識・技術の習得等を目的とした海外博物館への派遣など、学芸員の資質向上に資する事業を展開。
さらに、学芸員等のマネジメント能力や教育普及を担う実践的な能力を向上させるため、それぞれの人材養成に資する研修を実施。同研修を通じて、学芸員等のネットワーク構築や博物館機能強化を図る。

1. 学芸員の養成

①学芸員資格の付与

学芸員資格認定試験の実施 (学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有しているかの試験を実施)

2. 学芸員の資質向上

②博物館学芸員専門研修

- ・中堅学芸員向けの研修(年1回(3日間)50名程度)
- ・新任館長向けの研修(年1回(3日間)50名程度)

③学芸員等在外派遣研修

- ・若手中堅学芸員等の海外派遣研修
- ・ICOM京都大会を契機に学芸員の国際力向上を推進
 - 5~10名を派遣
 - 3ヶ月~1年の期間
 - ※派遣期間中の人的補填も支援

④ミュージアム・マネジメント研修

- ・学芸系・事務系問わず博物館管理職向け研修(年1回(3日間)50名程度)



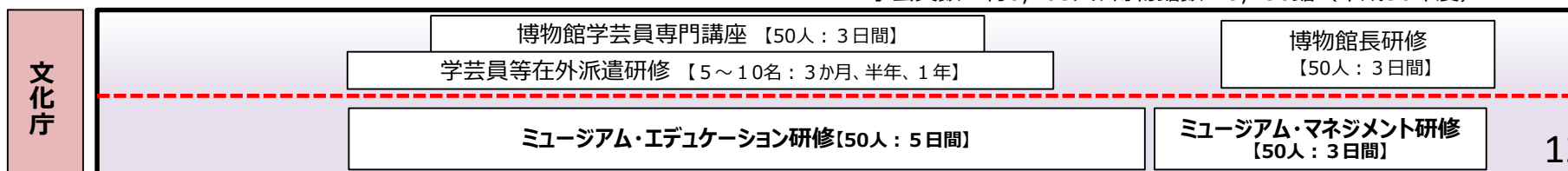
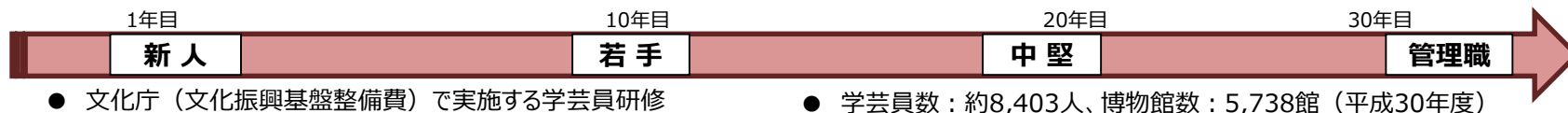
⑤ミュージアム・エデュケーション研修

- ・教育事業の企画開発・運営の実践的研修(年2回(5日間)50名程度)
- ※8年間で450名弱受講
- ネットワーク化構築



事業内容

研修体系



博物館等の国際交流の促進

令和3年度予算額(案) 52百万円

(前年度予算額 33百万円)



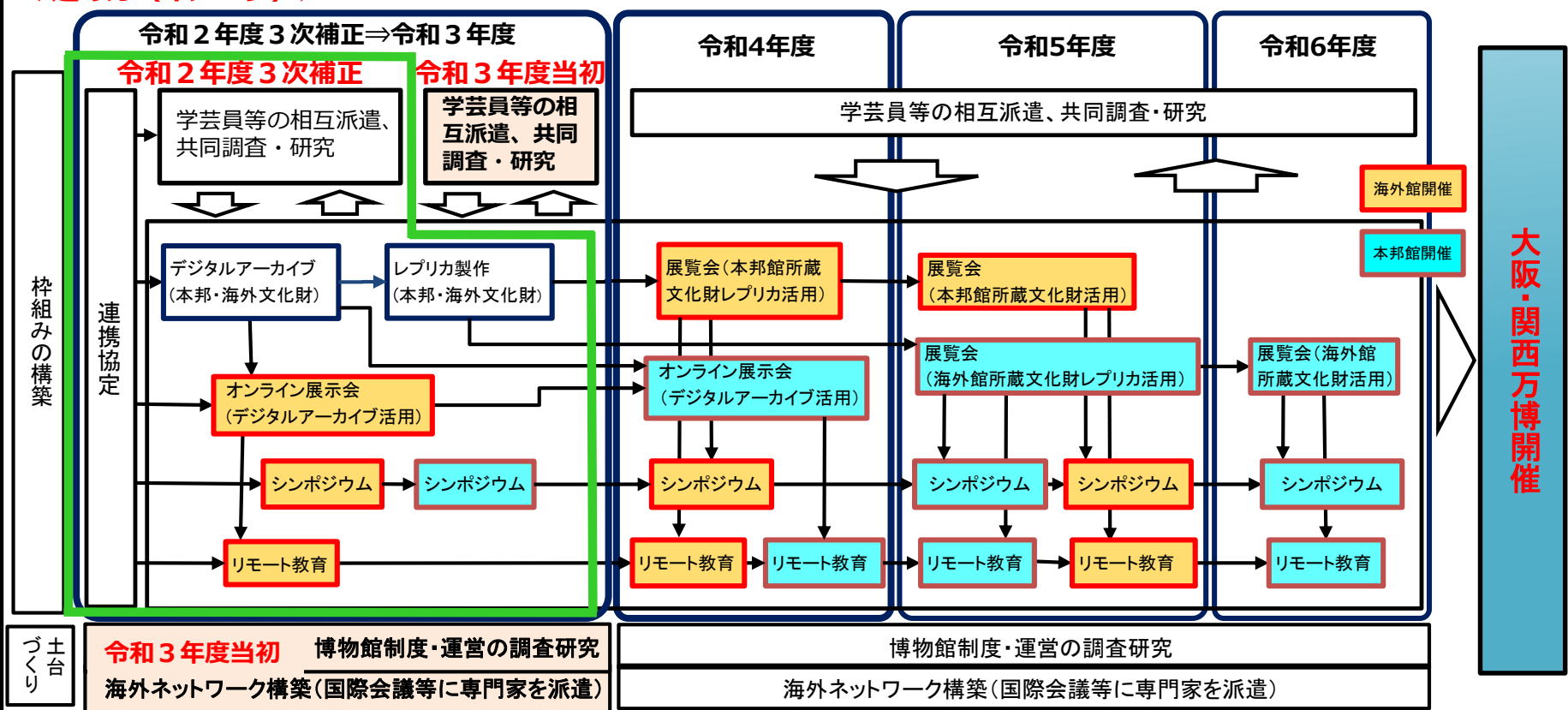
令和2年度第3次補正予算額(案) 384百万円

趣旨

「ICOM京都大会2019」を契機として、若手研究者の海外ネットワークの構築等の国際交流を促進してきたところ、新型コロナウイルスによって甚大な影響を受けている。2021年に延期された東京オリンピック・パラリンピックや、さらに2025年の大阪・関西万博を見据え、「新たな日常」に対応した収益力の強化や、日本文化の発信機能の強化が重要であることから、**海外館と連携し、ウィズコロナにおける持続的な国際交流モデルを構築**する。

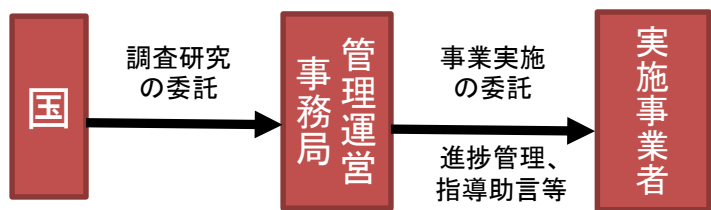
事業内容

< 進め方(イメージ) >



大阪・関西万博開催

スキーム



積算

令和3年度予算額(案) 51,608千円

- ・学芸員等の相互派遣、共同調査・研究 25,021千円 (事業件数 2件程度)
- ・博物館制度・運営の調査研究 12,000千円
- ・海外ネットワーク構築 12,000千円
- ・その他審査経費等 2,587千円

— 美術館・博物館の再興を通じた心の復興 —

1. 事業概要

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)

Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(1) 地震・津波被災地域

被災地の自立に向けて、引き続き、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、先進技術の導入や地域資源の活用等により、産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、「新しい東北」として掲げた魅力あふれる地域を創造することが望まれる。

東日本
大震災

汚泥や塩水等、これまでに
経験のない修理作業に直面



東松島市埋蔵文化財収蔵庫

2. 修理作業の例

● 修理(脱塩、汚泥の除去)



● 燻蒸、真空凍結乾燥



● 汚染物質の計測、分析



美術館・博物館における機能・役割の回復、再興した美術館・博物館への返却

博物館資料の復興による地域創造(復興・創生期間後)

■ 事業目的

東日本大震災により被災した美術館・博物館の再興を図ることにより、東日本大震災からの復興に資することを目的とする。

■ 補助対象事業

被災資料を修理するための事業

■ 補助事業者

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村を管轄する道県。

■ 補助金額

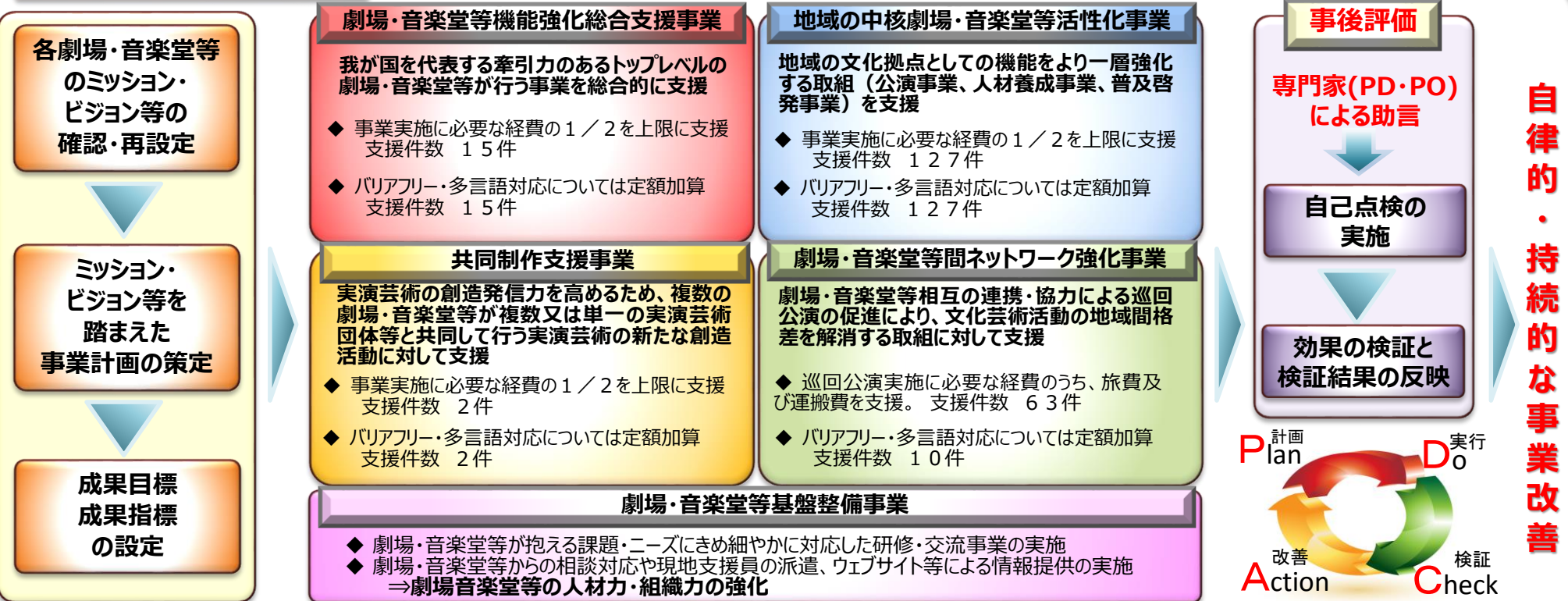
補助対象経費の50%

3. 劇場・音楽堂等に対する支援について

事業の目的

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年6月公布・施行)」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の**実演芸術の創造発信**や**専門的人材の養成、普及啓発のための事業**、**劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を支援**することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引し、**文化芸術立国の実現に資する**ことを目指す。

事業の概要



- ・我が国のアーツカウンシルとしての機能を有する独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家(PD・PO)を活用し、事業に対する事後評価を引き続き実施し、検証結果を今後の事業の選定に反映させる。
- ・これらの取組により、劇場・音楽堂等の自律的・持続的な事業改善の循環を作り出す。
- ・**バリアフリーや多言語対応を支援を拡充**し、全ての人が文化芸術に親しむことができる拠点づくりを推進する。

概要

新型コロナウイルス感染症の影響下において、劇場・音楽堂等で子供たちが文化芸術の鑑賞や体験・修得をする機会が多く失われてしまっている。このため**劇場・音楽堂等で子供が実演芸術等の多様な文化芸術の鑑賞・体験が享受できる機会を提供することが必要であり、劇場・音楽堂等のこれらの取組を支援する。**

支援内容

地域の文化拠点である**劇場・音楽堂等で行われる、子供たちの実演芸術の鑑賞・体験等を支援**する。

劇場・音楽堂等で行われる、**子供たちの鑑賞・体験しやすいサービス等を提供する公演を実施するための費用を支援**し、子供たちの実演芸術に親しむことができる拠点づくりを推進する。

(要件)

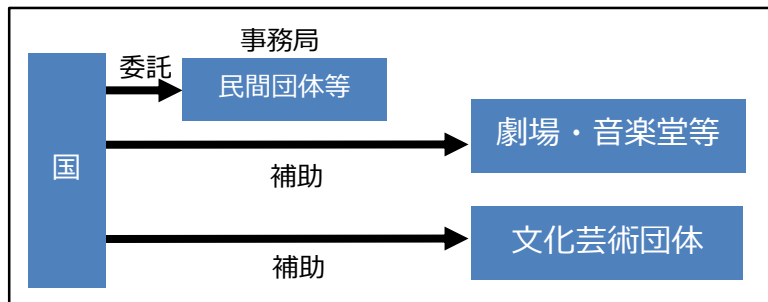
- 劇場・音楽堂等で行われる公演を対象。
※公演の主体は、劇場・音楽堂等、文化芸術団体
- 子供たちの鑑賞・体験しやすいサービス等を提供する公演であること。 (チケット料金やイベント等のサービス)
- 公演の実施に際し、新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに沿った感染拡大予防措置を十分に講ずること。



全国の劇場・音楽堂等で行われる300公演規模の支援を想定。

子供の資質向上とそれに伴う文化芸術活動の強化を図る。

スキーム



補助

- 補助事業者
劇場・音楽堂等、文化芸術団体
- 補助金額
原則、予算の範囲内で補助対象経費の1/2

※事務委託費等：40百万円

障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例について

概要

公益社団・財団法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合においては、固定資産税・都市計画税額の3分の1を減額する。本特例措置は、劇場・音楽堂等が、障害者等に優しい文化拠点として、障害の有無に関わらず共に文化芸術活動ができる環境の醸成を牽引し、共生社会の実現を図ることを目的とする。

【特例内容】

固定資産税・都市計画税・・・1/3減額（改修工事完了の翌年から2年間）

【特例要件】

- ① **実演芸術の公演の用に供する施設**である旨の証明があること。（文部科学大臣の証明）
 - ・実演芸術の公演と鑑賞のための設備（舞台及び客席等）を備えていること。
 - ・実演芸術に関する事業を実施している日が、施設の実使用日中、過半数を占めていること。
- ② 高齢者、障害者等の利便性及び安全性の向上を目的とした**改修工事**であること。
 - ・新築ではなく、修繕又は模様替等の改修であること。
- ③ ②の改修工事が**建築物移動等円滑化誘導基準に適合**している旨の証明があること。（市町村長の証明）
- ④ ②の改修工事が完了した日から3月以内に、①及び③の証明を含め、**所在市町村に申告書の提出**をすること。



特例内容

<建築物移動等円滑化誘導基準>

建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

- ・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅
- ・車いす使用者用のトイレが必要階にある など

※建築物特定施設

出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内通路、駐車場 など



ぜひご活用
ください！
ご連絡お待ちしております！

※本税制は平成30年度から創設されたもので、令和3年度まで継続して活用できることとしております。

（案 内）文化庁HP：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/chiiki/1406376.html>

（問合せ先）文化庁企画調整課総括係 TEL：03-5253-4111（内線3143） e-mail：bireki@mext.go.jp



4. 新型コロナウイルス感染症対策について （催物の開催制限、ガイドライン等について）

<イベント開催関係>

- 特定都道府県においては、催物開催の目安を以下とする。
 - ・ 屋内、屋外共に上限5,000 人
 - ・ 屋内：収容率 50 %以下
 - ・ 屋外：人と人との距離を十分に確保（できるだけ 2 m）

<文化施設関係>

施設	対応
博物館、美術館又は図書館	・20 時までの営業時間短縮、19 時までの酒類提供 ・人数上限5,000 人、かつ、収容率要件 50% 以下の働きかけ
集会場又は公会堂、展示場	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
運動施設、遊技場	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	

(参考) 国立文化施設の対応

<博物館・美術館>

基本的対処方針等を踏まえて、入場者数の制限（収容率50%相当）及び、夜間開館の中止を行うとともに、人が集まる主なイベント等の中止を実施。

<劇場等>

基本的対処方針等を踏まえて、緊急事態宣言の適用以前にチケット販売を開始した公演は収容率50%を超えた時点で販売を終了し、適用以降は収容率50%で販売。終演時間については20時までに公演が終了するよう公演開始時間の前倒し等を実施。

博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（概要）

作成主体：公益財団法人日本博物館協会（令和2年9月18日改定）

①博物館の管理者及び②公演主催者等に対して、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理・推奨。

【施設管理者が講ずべき具体的な措置（例）】

①総論

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合は、密が発生しない程度の間隔を確保する。
- ・「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、展覧会は中止又は延期。

②来館者の安全確保

- ・有症状者の入場を確実に防止する措置（来館者への検温、来館自粛を求める条件の周知徹底 等）
- ・咳エチケット・マスク着用等の要請、発熱者（平熱と比べて高い発熱がある場合）等の入館制限
- ・感染者が発生した際の体制構築 等

③従事者の安全確保

- ・検温、マスク着用、手洗いの徹底等健康管理、ジョブローテーション等の工夫 等

④展覧会の実施に際しての留意事項

- ・フロアマーカ等設置による来館者同士の距離の確保
- ・展示室内の入場人数の制限、会話制限 等

⑤施設管理

- ・館内・窓口・ロビー・トイレ・レストランなど、各所における、清掃・消毒・換気の徹底
- ・展示室の入り口等の行列や、ロビー等における密集防止措置（十分な間隔（最低1mの確保）） 等

⑥広報・周知

- ・平熱と比べて高い発熱時の来館自粛、社会的距離の確保の徹底等について周知

劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（概要）

作成主体：公益社団法人全国公立文化施設協会

公表日：令和2年5月14日（令和2年9月18日改定）

①劇場・音楽堂の管理者、②公演主催者、③公演関係者（出演者、来場者等）等に対して、新型コロナウイルスの感染を防止するために具体的に講ずるべき措置を提示・推奨。

【すべての主体に求められる基本的な感染防止策】

マスクの原則常時着用、手指の消毒や手洗いの徹底、大声を出さないことの奨励、咳エチケット、相互の社会的距離の確保、換気の励行（従事者、公演関係者等）、感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 等

【施設管理者が講ずるべき具体的な措置】

①来場者に向けた周知・広報

本ガイドラインに沿った感染防止対策を講じていることをHP等で周知。

②従事者に関する感染防止策

ジョブローテーションの工夫、遠隔会議システムの導入、備品の消毒、手指消毒 等

③施設内での具体的な感染防止策

館内・窓口・ロビー・トイレ・レストランなど、各所における消毒・換気の徹底、密集防止（最低1m）、手洗い・手指消毒の励行、空調調和設備の適切な運用による効果的な循環量や換気量の確保、オンラインチケット化の推奨 等

【公演主催者に協力を求める具体的な対策例】

①事前調整（施設管理者と協議すべき事項）

実施の可否及び実施する際の感染予防策、余裕ある休憩時間・入退場時間の設定、公演中止の際の費用等の分担 等

②客席の配席（収容率）

・原則指定席（主催者側で客席状況を管理調整できるようにする）

・来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提とする公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（収容率100%以内）とすることが可。 等

③公演関係者に関する感染防止策 ④来場者に関する感染防止策 ⑤会場内での感染防止策

その他参考資料

経緯

- ・平成22年2月に文化審議会第50回総会において「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」の策定に向けて諮問し、文化芸術分野のアーカイブ構築に向けた検討を開始（同方針は平成23年2月閣議決定）。
- ・設置：平成24年11月（開館：平成25年5月）

目的

我が国の近現代建築に関する資料について、劣化、散逸、海外への流出等を防ぐことを目的として、全国的な所在状況の調査、関連資料を持つ機関（大学等）との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管を行う。また、展示や普及活動を通じ、近現代建築とその関係資料に対する国民の理解増進を図る。

施設概要

- ・湯島地方合同庁舎内（東京都文京区）
 - 別館：展示2,92.2㎡、収蔵171.3㎡／RC造（昭和46年竣工）
 - 新館：事務、共用・その他／S造（昭和59年竣工）
 - ・西が丘第二住宅（東京都北区）
 - 共用棟：収蔵143.6㎡／RC造（平成18年竣工）
- 専有面積：延1,306.3㎡



旧岩崎邸庭園側入口



展示室



ロビー

予算・人員

- ・予算額：114百万円（令和2年度）
- ・職員数：11人（研究系8、事務系3）

教育普及・外国人対応



外国人留学生向けの施設見学



ギャラリートーク

収蔵資料

14件 約115,000点

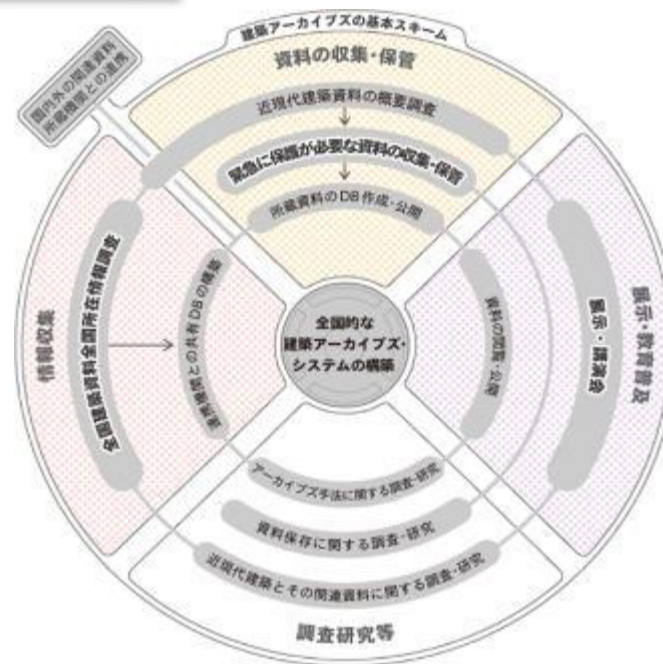
【主な収蔵資料群】

- ・坂倉準三建築設計資料
（図面約3万枚、マイクロフィルム約4千6百点等）
- ・吉阪隆正+U研究室建築設計資料
（図面、スケッチ、メモ、写真、書類等 約8千6百点）
- ・大高正人建築設計資料
（図面3万5千枚、図書約1千冊、マイクロフィルム約2万枚等）



収蔵庫1

事業の枠組



展覧会

年2回（春季及び秋季）開催
 入場者数累計約12万人
 現在の「日本のたてもの展」は、2月21日まで

